

「地域安全学会優秀発表賞」審査要領

地域安全学会表彰委員会

(平成 24 年 5 月 26 日制定)

(平成 28 年 3 月 26 日改定)

1. 授賞対象者

「地域安全学会優秀発表賞」の授賞対象者は、地域安全学会 研究発表会（春季・秋季）での一般論文の研究発表（口頭発表・ポスター発表）の発表者であり、原則、研究実施または論文作成において指導を受ける立場にある 40 歳（当該年度 4 月 1 日時点）未満の者とする。ただし、実務者等は研究歴等を考慮し年齢規定を緩和することもある。再受賞は認めない。また、予定された発表者ではない代理発表者及び一般論文登録時に審査を希望しない旨登録した者は対象外とする。

2. 審査方法

- 1) 表彰委員会委員全員，学会長・副会長，学術委員会委員長・副委員長，学術委員会電子ジャーナル部会長・副部会長，春季研究発表会実行委員長，秋季研究発表会実行委員長，および別途指名される採点委員から構成される優秀発表賞審査会が審査を行う。
- 2) 採点委員は，研究発表（口頭発表もしくはポスター発表）時に，評価シートを用いて各発表者の採点を行う。
- 3) 優秀発表賞審査会では，すべての採点委員により提出された評価シートに基づいて審議を行い，受賞者を決定する。
- 4) 審査の実施細目は別途定める。

3. 表彰

- 1) 賞は「地域安全学会優秀発表賞」と称する。
- 2) 「地域安全学優秀発表賞」の受賞者には，賞状を贈呈する。
- 3) 受賞者発表および表彰式については実施細目に定める。

以 上